

共有持分移転登記手続請求事件について

事案の概要

本件は、第1審において、基本となる口頭弁論に関与していない裁判官が、いわゆる調書判決（民訴法254条1項）の方式により原告の請求を全部認容する旨の第1審判決を言い渡したところ、原告が、第1審判決には同法249条1項に違反し、再審事由（同法338条1項1号）に該当する手続上の瑕疵があるとして、第1審判決を取り消し、改めて原告の請求を全部認容する旨の判決を求めて控訴した事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、第1審判決には民訴法249条1項に違反し、再審事由に該当する手続上の瑕疵があるものの、控訴が適法であるためには控訴の利益が必要であり、全部勝訴した原告には控訴の利益が認められないとして、本件控訴を却下した。
- ◇ 最高裁における争点は、本件控訴の適法性である。